

【企画提案書等作成要領】

I 令和7年度（2025年度）企画提案書の記載事項

第1 監査法人の資格要件

- ①国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第41条に定める会計監査人の欠格条項に抵触しないことの表明
- ②会社法第337条第3項、公認会計士法第24条、第34条、公認会計士法施行令第7条及び第15条に定める会計監査人の欠格条項に抵触しないことの表明
- ③企画提案書提出日現在で、金融庁から「契約の新規締結における業務の停止」の処分を受けていないことの表明

第2 監査法人の組織概要

2-1 監査法人の概要

(1) 監査法人の概要

- ①名称、代表者氏名、所在地（主たる所在地及び島根大学を担当する事務所の所在地）
 - ②資本金
 - ③令和5年度経常利益（当期利益）
 - ④人員（社員数、公会計部門等対応者人員（公会計部門以外の監査担当者を含む））
 - ⑤関与（監査）会社数
 - ⑥企画提案書等に関する連絡先及び担当者名
- 上記については、内容が網羅されている法人等の案内（印刷物）のご提出で構いません。
なお、その場合においては該当箇所が分るよう明示願います。

2-2-1 監査法人の品質管理Ⅰ

(1) 監査法人のガバナンス・コードの採否

金融庁が公表した「監査法人の組織的な運営に関する原則」《監査法人のガバナンス・コード》平成29年3月31日策定（令和5年3月24日改訂）の採否の状況を明示願います。

(2) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

各監査法人の特性を踏まえた自発的な対応状況を明示願います。5つの原則のもと、各指針に沿った品質確保に向けた取組の有無を確認しますので、指針ごとに具体的な内容（いつ、なにを導入したかを）記載願います。指針には従わない場合には、その理由について記載願います。
なお、同コードを採用していない場合でも、指針に沿った品質確保に向けた取組があれば明示願います。

2-2-2 監査法人の品質管理Ⅱ

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの実施状況

- ①直近の品質管理レビュー報告書（通常レビュー）の受領日
- ②上記①の品質管理レビューの結果

(2) 日本公認会計士協会からの改善勧告

- ①品質管理レビュー結果に基づく改善勧告の有無
- ②上記①の改善勧告に対する改善措置の状況

上記については、改善状況の確認結果報告書を受領していない場合は、その旨を明示願います。

(3) 公認会計士・監査審査会の検査

監査結果の内容を第三者に開示するには、同審査会の事前承認を得る必要があることを踏まえ、直近の受検状況を可能な範囲で記載願います。

2-3 監査法人の処分結果

(1) 監督官庁等からの処分結果

過去2年間において金融庁又は日本公認会計士協会から受けた処分の有無（有の場合は指摘内容）

上記の過去2年間は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までとする。

2-4 監査法人の独立性

(1) 監査法人の独立性

- ①日本公認会計士協会「倫理規則」において求められている非保証業務の提供及び報酬に係る規律の遵守に関する方針及び手続
- ②島根大学に対する非保証業務の提供の有無（有の場合はその内容、報酬額）
（監査法人（ネットワーク・ファームを含む）グループ会社から非保証業務が提供されている場合を含む。）

第3 監査の実施体制等

3-1 監査法人の監査計画

(1) 監査計画

- ①監査日数
- ②監査計画の基本方針
- ③初年度の重点監査事項
- ④監事及び監査室との連携方針（準用通則法第39条の2第1項に基づく報告を含む）
- ⑤国立大学法人会計上の諸課題への提案
- ⑥会計監査人の独立性を阻害しない範囲での業務提供

上記については、内容が網羅されていることが必須ですが、監査方法、監査手法その他提案において特筆すべき事項等があれば具体的に記載ください。

3-2 監査法人の監査体制

(1) 監査チームの編成（島根大学の令和7年度監査を実際に行う者の人数）

- ①監査担当者の氏名、担当する分野（監査チーム内の立場）
 - ②各担当者の資格（令和7年1月1日現在、公認会計士資格の有無）
 - ③各担当者の経験（過去3年間における国立大学法人での会計監査経験の有無）
 - ④各担当者の経験（過去3年間における国立大学法人附属病院での会計監査経験の有無）
- 上記の過去3年間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。
監査経験については、担当者ごとに法人名、監査の内容及びその期間を明示願います。

(2) 監査実績（監査事務所の実績）

- ①国立大学法人に対する過去3年間における会計監査実績（法人の実数）
 - ②国立大学法人を除いて、附属病院を置く国内の公立及び私立大学に対する過去3年間における会計監査実績（大学の実数）
- 上記の過去3年間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。
監査実績については、法人名又は大学名、監査の内容及びその期間を明示願います。

第4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

(1) 以下の認定等を取得している場合は、記載するとともに認定証（写）を1部提出ください。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので、同様に提出してください。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

II 監査報酬見積費用の記載事項

1. 令和7年度から令和9年度の年度ごとに見積書を作成ください。
2. 監査報酬見積費用（消費税を除く又は外税で表示）
所要資格区分ごとに算定内訳を記載願います。
旅費等の必要経費は、上記の経費と区分して記載願います。
引継ぎに要する費用を計上する場合は、上記の経費と区分して記載願います。
3. 見積費用の考え方
監査日程等に当初見積りから大幅な変更が生じたときの対応方針を明示願います。

III 作成・提出に関する留意事項

1. 企画提案書は、A4判で作成し、8部（別途電子媒体1部）提出ください。
（必要に応じ既存資料の添付を認めますが、同部数提出ください。）
各記載事項は特に指定のないものは、令和7年1月1日現在で記載ください。
1月1日現在でない場合は、具体的な年月日を明記願います。
2. 監査報酬見積費用は、A4判で作成し、1部提出ください。
3. 本学の業務内容等については、本学公式サイト <https://www.shimane-u.ac.jp> を参考にしてください。

IV その他

ヒアリングの日程については3月中旬を予定しており、詳細については、企画提案書等の提出者に後日お知らせします。

以上